

三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和 3 年 1 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 1 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1・3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名（農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 5 名）
欠席者 3 名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	細川 耕助	○	3 番	岡根 譲	○
4 番	松岡 幸信	－	5 番	黒木 昭則	○	6 番	石井 徳和	○
7 番	貞廣 駿	○	8 番	石井 宏昭	○	9 番	橋川 義信	○
1 0 番	白川 智樹	○	1 1 番	大西 弘	○	1 2 番	片山 雅夫	○
1 3 番	新延 健	○	1 4 番	田所 上奉	○	1 5 番	三好 康芳	○
1 6 番	田井 三代子	○	1 7 番	金子 芳巳	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	西山 正一	○	2 0 番	大崎 正義	○	2 1 番	森 尚行	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	正田 茂義	○	2 4 番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

1 6 番	真鍋 智	○	1 9 番	篠丸 末男	－	2 3 番	白川 延男	－
3 3 番	前谷 晃年	○	4 9 番	大西 高志	○	5 4 番	安藤 健二	○
6 5 番	岡崎 和朗	○						

2. 署名委員

1 0 番 白川 智樹
1 5 番 三好 康芳

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地証明願いの件について
議案第 8 号 非農地通知の件について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会1月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長 みなさん、こんにちは。今年最初の定例総会です。あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。今年度もよろしく願いいいたします。昨年からの高病原性鳥インフルエンザの流行が、ここにきてようやく落ち着いてきて、市内で新たな感染はでていないようです。しかし、引き続き新型コロナウイルス感染症の第3波が全国的に拡大し、毎日かなりの感染者が、また重症者や死亡者も出ています。大人数での集会や会食はもちろん、日々の活動に制約がついています。みなさんも、できるだけ感染しないように気をつけて、業務にあたってください。地域によって多少差はありますが、農業後継者の問題があります。5年後、10年後を見据えて、地域の農業者のリーダーとして、また地域農業の担い手として、取り組んでいただけたらと思います。
本日の案件はそう多くありませんが、できるだけ簡潔に、できるだけ短時間で審議できますよう、皆様のご協力をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいいたします。

事務局長 ありがとうございます。
ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、4番 松岡 幸信 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日も引き続き「新型コロナウイルス準感染警戒期」と位置づけられておりますため、定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会1月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは10番 白川 智樹 委員、15番 三好 康芳 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたし

ます。

〔 議案第1号 番号1号から番号9号を朗読 〕

以上9件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号9号の9件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、議案の訂正がありますので、事務局より説明をします。

事務局 議案第3号のうち番号14号の案件については、取り下げとなりましたので、議案より削除してください。

議長 それでは、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」、事務局の説明を求めます。なお、議案第3号のうち番号6号の案件については、議席番号3番 岡根 譲 委員が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。
従いまして、議席番号3番 岡根 譲 委員 に退席いただき、番号6号を先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。それでは、議席番号3番 岡根 譲 委員、退席してください。

(岡根 譲 委員 退席)

議 長 それでは、議案第3号番号6号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号について説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号6号を朗読]

以上1件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

1 2 番 番号6号について説明します。申請地は土地改良事業を実施している畑です。譲受人の農地に隣接しているのですが、十分管理できておらず、話し合いをして譲り受けることにしました。申請地には、譲受人がブロッコリーを作付けしています。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号1件につきましては、許可することと決定します。

ここで、議席番号3番 岡根 譲 委員の入室および着席を許可します。

(岡根 譲 委員 着席)

議 長 岡根委員、議案第3号の番号6号につきましては、許可することと決定しました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が終わりましたので、議案第3号の番号1号から番号5号、番号7号から番号13号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明

をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号5号、番号7号から番号13号を朗読]

以上12件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明します。譲渡人は遠方に住んでおり、戻る予定もないため、譲渡先を探していました。近隣農地を経営する譲受人と話がまとまりました。現地を確認したところ、農地として利用されており問題ありません。譲受人は水稻と野菜を栽培しており、常時農業に従事しています。経営農地は適正に管理されており、周辺農地への影響もありません。問題ないと思われまます。

7 番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は今後農業経営をしないということで、農地の譲渡先を探していました。申請地に隣接する農地を所有する譲受人に相談したところ、売買となりました。申請地は畦畔が高く、耕作しにくい農地ではありますが、みかんを植えて管理する予定です。譲受人はキク、水稻を作付けしており、所有農地は適正に管理されておりまます。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

9 番 番号3号から番号4号について説明します。まず、番号3号についてですが、譲渡人と譲受人は近隣に住んでいます。譲渡人はひとりで農業を営んでいます。高年齢となり農業後継者もいないため、規模縮小したいと思っていました。そこで、譲受人に申請地を買ってくれないかと相談し、話がまとまりました。譲受人は水稻とブロッコリーを作付けしており、問題ないと思われまます。

番号4号についてです。こちらにも、譲渡人に農業後継者がおらず、譲受人に農地を買ってくれないかと申し入れて売買となりました。どちらも、周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いします。

1 0 番 番号5号について説明します。申請地は譲受人の農地に隣接しています。譲渡人は高齢で、農業後継者もいないため、譲渡することになりました。現地を確認したところ、農地として管理されています。譲受人は水稻を作付けしており、申請地も水稻を植えるそうです。周辺農地への影響もありません。ご審議よろしく願いします。

1 3 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係です。申請地は、3年ほど前に譲渡人が譲受人から購入し、退職後に耕作する予定でしたが、引き続き会社勤務をすることになったため、返すことになりました。今後は、譲受人が野菜を作付けする予定です。周辺農地への影響もありません。ご審議よろしく願いします。

1 4 番 番号8号について説明します。譲渡人は農業後継者がいないため、規模縮小したいと少しずつ農地を手放しています。譲受人は近隣に住んでおり、譲渡人から申請地を譲渡したいと相談があり、話がまとまりました。譲受人は農地を

全て適切に管理しており、周辺農地にも問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

17 番 番号9号から番号10号について説明します。まず、番号9号についてです。譲渡人と譲受人はきょうだいです。譲渡人が受贈した農地を、長年譲受人が耕作してました。譲渡人は遠方に住んでおり、こちらに帰ってくる予定もないことから、無償で贈与することにしました。今後も引き続き野菜を栽培する予定で。耕作者は変わりませんので、周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま。

番号10号についてです。譲渡人は遠方に住んでおり、相続した農地で農業を行う予定がないため、譲受人と売買になりました。この方も、以前から申請地を管理しており、今後も引き続き野菜を栽培する予定です。近隣の農地に影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

18 番 番号11号から番号12号について説明します。まず、番号11号についてです。譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人が譲渡人と一緒に農地を管理していたのですが、譲渡人が亡くなり、遺言により譲受人が受贈したいということ。田は他の方に貸し付けており、畑は元はブドウ畑ですが現況は山林となっております。本件は一般的な相続と同じ扱いということですので、問題ないと思われま。

番号12号についてです。譲渡人と譲受人はきょうだいです。遠方に住む譲渡人が相続した農地を、以前から譲受人が借り受けて耕作してました。昨年と同じ方で所有権移転がありました。その理由は、贈与税の控除は暦年ですので、分割して贈与としたそうです。現地を確認したところ、農地として適正に耕作されています。近隣の農地に影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

20 番 番号13号について説明します。譲渡人は高齢となり耕作できなくなったため、数年前から貸し付けて耕作してもらってました。譲受人から譲ってほしいと申し出があり、売買となりました。現地を確認したところ、農地として適正に管理されています。譲受人は主にミカンを作っており、経営農地を全て耕作してました。周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようございませので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号、番号7号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めま。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号、番号7号から番号13号の12件につきましては許可することと決定します。

次に進ませてください。11ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号2号を朗読]

なお、農地区分は、全て第2種農地です。以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりま。担当委員から説明をお願ひします。

15 番 番号2号について説明します。申請者は、建設土木業を営んでます。今回、事業を拡大するため、資材置場として転用し貸し付けたいとの申請です。位置図公図をご覧ください。申請地は豊中インターチェンジの近くにありま。以前は耕作放棄地となっていました。水利関係の同意は得ており、周辺農地への影響も無く、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりま。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようございませので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めま。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号の2件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませてください。12ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号8号を朗読]

農地区分は、番号2号は支所から300メートル以内に位置してありますため第3種農地、その他は全て第2種農地です。以上8件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。以前から寺社の駐車場が不足しており周辺に迷惑をかけておりましたので、用地を探しておりました。水利関係の同意は得ております。問題ないと思われま。よろしくご審議ください。

9 番 番号2号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地はマルナカ山本店前にあります。譲受人は運送関係の事業を営んでいます。今は借り受けた用地で営業していますが、その契約期間が終了するため、新しい用地を探していました。譲渡人は遠方に住んでおり管理できないため、不動産仲介業者を介して、売買が成立しました。水利関係の同意も得ており、周辺農地への影響もありませんので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号5号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は親子です。申請地は、議案第4号番号2号の申請地と隣接しており、一体として利用するという事です。周辺農地への影響も問題なく、水利関係の同意も得ております。ご審議よろしくお願ひいたします。

18 番 番号6号について説明します。位置図公図をご覧ください。譲渡人の先代が申請地の近くで居住し耕作していましたが、転居して耕作に通うのが不便になり、譲渡先を探していました。譲受人は寺社でして、法要等で参拝する方の駐車場を確保するため転用したいとのことです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

21 番 番号7号と番号8号は関連しておりますので、まとめて説明します。位置図公図をご覧ください。安定型の産業廃棄物の最終処分場用地に隣接する農地を転用したいとの申請です。本件は去年2月に審議したのですが、地元との調整が不十分で、意見の集約ができていないということで保留となっております。今回の申請地は、既存の施設と併せて、管理型の産業廃棄物の最終処分場として利用する計画です。所有者および隣接農地の同意を得ております。前回の申請の後、施設の概要、管理方法、埋め立てる廃棄物の材料、排水の処理等について、地域住民を対象に複数回説明を行いました。その結果、地域住民の理解を得られたとのことです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

農地区分については、第2種農地です。以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願ひの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願ひの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、農地法の認定基準にある、農地法の施行前から引き続き非農地であったものに該当すると思われま。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。先ほどの、議案第5号番号1号と関連したものです。申請地は、所有者の住居の一部です。農地に該当しないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号11号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号と番号2号は隣接していますので併せて説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ、雑木が茂り山林化していました。農地への復旧は困難と思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。

11 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ山林化していました。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いいたします。

3 番 番号4号について説明します。位置図公図をご覧ください。三野町と詫間町との境目にありまして、竹藪となっております。農地として利用できません。周辺に影響はなく、問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。

17 番 番号5号について説明します。位置図公図をご覧ください。大浜小学校から200メートルほど南にあります。現地を確認したところ、傾斜地で山林化していました。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 番号6号から番号11号については、私の担当区域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。工業団地の奥に位置しています。当該地は果樹畑でしたが、昭和60年代以降は足を踏み入れることもなくなりました。現在は大木が茂り、山林となっております。農地に復旧することは困難です。非農地判断が妥当と思われれます。ご審議よろしくお願いいたし

ます。
担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

14 番 番号2番の佐股乙64-1について質問します。登記地目が「山林」で、現況地目も「山林」なのですが、なぜ非農地判断が必要なのですか。

事務局 当該地につきましては、農地台帳に農地として記載されておりました。農地台帳から削除するため、農業委員会で非農地の審議をお願いしております。

議 長 ということは、登記地目は「山林」だけれども、農業委員会としては農地として扱っていたということですね。

事務局 はい。

議 長 よろしいですか。他に質問やご意見はありませんか。

推16番 番号4号について質問します。当該地は工業用地と隣接しています。非農地通知を出すのに、隣地の同意は必要でしょうか。

事務局 周辺の土地権利者の同意は必要ありません。非農地通知の手続き上は、かつて農地だったところですので、香川用水などの水利関係の同意は必要です。

推16番 徐々に荒廃して山林化していったとは思いますが、突然、管理しなくてよくなったんだということになると、事前に知らせて欲しかったとか、隣地とトラブルが起きるのではないかと思うのですが。

議 長 山林に地目変更することで、近隣の方とトラブルが起きた場合、農業委員会として対抗することが出来ますか、ということですね。

事務局 非農地通知の判断については、農業委員会が実施した農地利用状況調査、農地パトロールの結果によって、審議していただくものですので、近隣の方の同意は必要ありません。非農地と判断されても、所有者が替わるわけではありませんので、管理責任はそのままであると考えています。

議 長 所有権が移転するわけではないので、お互いに善良なる者として管理義務を果たしていただく。樹木が茂って問題が起きた場合は、双方で解決するという見解でよろしいですか。

事務局 はい。

議 長 この件に関しては、関係機関に確認し、次回定例総会にて事務局より回答してください。
他に、質問や意見はありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号11号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

その他の件

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号11号の11件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の20ページから52ページまでです。農地中間管理事業による担い手への所有権移転が1件。管理者から耕作者への貸付は50件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては7件、合計58件となっております。

以上、所有権移転1件、利用権の設定57件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は58件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。本来であれば、ここで暫時休憩を取らせていただくのですが、会議時間の短縮のため、引き続き審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ありがとうございます。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)

2. その他

(1) 2月定例総会について

日時 令和3年2月22日(月) 午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
2月8日(月)	危機管理センター 1階打合せコーナー1	三野町:新延 健	豊中町:田井三代子
		詫間町:石原 剛	仁尾町:吉田 由紀

(3) 配布物

・「農政情報No.373 12月号」

・「普及センターだより 第166号」

閉会【午後3時00分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____